

議案第六十六号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和三年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立南麻布いきいきプラザ

港区立ありすいきいきプラザ

港区立麻布いきいきプラザ

港区立西麻布いきいきプラザ

港区立飯倉いきいきプラザ

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

セントラルスポーツ・東急コミュニティー共同事業体

東京都中央区新川一丁目二十一番二号セントラルスポーツ株式会社内

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

(説明)

南麻布いきいきプラザ等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。